

市政情報

車検時の納税証明書提示が原則不要に

軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)が1月から運用開始となりました。これにより、軽自動車検査協会が軽自動車税(種別割)の納付状況をオンラインで確認できるようになったため、継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要となりました。

※納付方法によっては、納付情報が確認できるまで相応の日数がかかることから納税証明書が必要になる場合があります。

※2輪小型自動車は軽JNK Sの対象外です。

☎課税課 21-1409 ☎23-2238



市HP

家屋の実地調査にご協力ください

固定資産税を適正に課税するため、新築・増築・取壊しをした家屋の実地調査を行っています。調査では、家屋の内部及び外部の仕上げ資材等を確認します。調査が必要な場合は、身分証を携帯した市職員(固定資産評価補助員)が伺いますので、ご協力をお願いします。

☎課税課 21-1444 ☎23-2238

納税証明書の取得

発行できる税目

市・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)(継続検査用含む)、国民健康保険税、法人市民税

請求できる人

- ・納税義務者本人
- ・申請時に納税義務者と同一世帯にいる人
- ・納税義務者から委任を受けた代理人(委任状の提出が必要です)

手数料

1通200円

※軽自動車税(種別割)の継続検査用納税証明書は無料

注意点

- ・窓口に来た人を確認するため、運転免許証、健康保険証などの身分証明書をお持ちください。
- ・代理人が請求する場合は、委任状が必要です。
- ・納税義務者が法人の場合は、窓口に来た人の身分証明書と共に、法人の代表者印のある申請書又は委任状が必要です。
- ・軽自動車税(種別割)の継続検査用の納税証明書を請求する場合、車検証(コピー可)があれば身分証明書や委任状の提示は不要です。
- ・納付方法によっては、納付情報が確認できるまで相応の日数がかかります。納付後すぐに納税証明書を請求する場合は、領収書をお持ちください。
- ・口座振替日(納期限)から1週間以内に納税証明書を請求する場合は、引き落としが記載された通帳等をお持ちください。

☎課税課 21-1409 ☎23-2238

春の全国交通安全運動

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図るものです。

☎5月11日(木)~20日(土)

スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

【重点目標】

- ・子どもを始めとする歩行者の安全確保
- ・横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- ・自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

☎地域支援課

☎21-1435 ☎22-7799

空き地の除草をお願いします

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくありません。また、そのまま放置すると隣接地にも大変迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)は、年2回以上除草を行い、適正な管理をしましょう。

☎環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



市HP



東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

7月から、災害の発生を防止するとともに、自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的として、これまでのガイドラインに代えて新たに条例を施行します。

☎10キロワット以上の太陽光発電設備。ただし、家屋や工場などの屋根に設置するものを除きます。

禁止区域

災害の発生防止と生活環境の保全のために、禁止区域では太陽光発電設備を設置できません。

事前協議

条例の対象となる太陽光発電設備を設置する場合は、市と事前協議が必要になります。

土地所有者の責務

太陽光発電設備の所有者の所在が確認できない場合、土地の地権者、所有者などが設備の管理や撤去の責任を負うこととなります。

相続、売買などによる地位の承継

太陽光発電設備による事業が他者に承継された場合は、市に届出するとともに、地元説明を行うこととなります。

☎環境政策課

☎63-5006 ☎23-7700



市HP

Jアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

全国瞬時警報システム(Jアラート)は、弾道ミサイル情報や緊急地震速報などに関する情報を市の防災行政無線を自動起動し、国から直接住民に対し、瞬時に緊急情報を伝達するシステムです。国では、令和5年度のJアラートの全国一斉情報伝達試験を次のとおり実施することとなりましたのでお知らせします。なお、市民の皆さんに行ってもらうことはありません。

☎6月7日(水)、8月23日(水)、11月15日(水)、令和6年2月9日(金) 午前11時ごろ

☎・防災行政無線の試験放送

上り4音チャイム+「これは、Jアラートのテストです」×3回+「こちらは、ぼうさいひがしまつやまです」+下り4音チャイム(市内80箇所の放送塔から最大音量で一斉放送されます)

・東松山いんぷおメールの試験配信
東松山いんぷおメールはJアラートと連携しており、登録しているメールアドレスにJアラートからの情報を自動配信する仕組みになっています。

☎危機管理防災課

☎21-1405 ☎22-7799

5月18日は「消費者ホットライン188」の日

1988(昭和63)年から続く「消費者月間」の「5」月に、188の頭二桁「18」を合わせて、5月18日を「消費者ホットライン188の日(いややの日)」として2019(平成31)年に消費者庁が制定しました。

消費者ホットライン「188」

地方公共団体が設置している最寄りの消費生活相談窓口をご案内し、消費生活相談の「最初の一步」をお手伝いする全国共通の電話番号です。困ったときは、一人で悩まず、消費者ホットライン「188(いやや!)」にご相談ください。

☎188(いやや!泣き寝入り!)

☎人権市民相談課

☎21-1414 ☎23-2236

快適で住みよい住宅耐震診断・改修補助金交付制度

地震による既存木造住宅の倒壊等による生命・身体・財産の被害を最小にするため、既存木造住宅の耐震診断と耐震改修に必要な費用の一部を補助します。

補助金交付基準

| | 対象建築物 | 補助率 限度額 |
|------|--|------------------------|
| 耐震診断 | 次の全てに該当するもの ・既存の木造一戸建て住宅(兼用住宅の場合は、住宅以外の部分の床面積が延べ面積の1/2未満であるもの) ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・階数が2階以下のもの(地階を除いた階数) ・申請者が所有しているもの | 補助率 1/2 限度額 5万円 |
| 耐震改修 | 耐震診断の結果、安全性の「総合評価1.0未満」のもの | 補助率 23/100 限度額 20万円 |

☎交付申請書に必要な書類を添付し、住宅建築課に提出してください。補助金の交付が決定した後、耐震診断・耐震改修に着手することが補助要件となります(既に着手されているものは対象外です)。

なお、申請手続きを第三者に委任することもできます。

☎住宅建築課 21-1464 ☎24-8857



市HP

令和5年度納税通知書を発送します

| 税目 | 発送予定日 | 課税対象者 |
|-------------|---------|------------------------------|
| 固定資産税・都市計画税 | 5月1日(月) | 1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している人 |

☎課税課 資産税グループ 21-1444 ☎23-2238

| 税目 | 発送予定日 | 課税対象者 |
|------------|----------|--------------------------|
| 軽自動車税(種別割) | 5月10日(水) | 4月1日現在、バイクや軽自動車等を所有している人 |
| 市民税・県民税 | 6月9日(金) | 1月1日現在、市内に住民登録がある人 |

※特別徴収(給与差し引き)の人は、5月17日(水)に各事業所へ特別徴収税額の決定通知書を発送します。

☎課税課 市民税グループ 21-1438 ☎23-2238